新型コロナウイルス対策地域活動推進事業補助金事業提案募集要領

１ 　趣旨

この事業は、新型コロナウイルスの感染拡大により、本市の様々な分野において影響が広がり、課題が生じているなかで、市民グループや各種団体・企業などが主体となって企画・実施する回復期へ向けた取り組みを幅広く応援し、地域の活性化を図ることを目的とする。

２　募集内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復を目指し、「新しい生活様式」に則した、地域を元気づけるための地域活性化へ繋がる事業の提案を幅広く募集する。

３　募集事業

（１）鳴門市内を中心に行う事業であること。

（２）実施する事業については、国の示す「新しい生活様式」に則して、感染予防対策が講じられていること。

（３）企業が主体となって実施する事業については、収益目的の事業ではなく、公益性のある

事業とすること。

（４）他の補助金等の交付決定を受けていない事業であること。

４　事業実施期間

交付決定日から令和３年３月３１日まで

５　補助率及び補助限度額

（１）事業の補助対象経費の１０/１０以内を補助する。

（２）１事業あたり上限２０万円とする。

（３）補助事業の実施に要する経費（団体の財産となる経費、団体の通常運営に要する経費を除く）から、参加費等の収入の合計額を控除した額とする。

６ 補助対象経費

　別紙１「補助対象経費」のとおりとする。

７ 募集期間

　令和２年７月１日～令和２年７月３１日まで

８　応募方法

（１）提出書類　交付要綱様式第１号及び添付資料

添付資料の例

〔収支予算書、支出の根拠となる見積書等、　市民団体等の定款、規約その他これに準ずる書類（任意団体の場合、別途指示する。）、　市民団体等の構成員名簿、　前年度の決算書（団体設立初年度の場合を除く。）、　その他市長が必要と認める書類〕

（２）提出部数　１部

（３）提出方法　郵送又は持参もしくはメールにて市戦略企画課まで提出

９　審査

　提出された事業の内容を別紙２の「審査基準」に基づき審査会において審査し、採択の可否を決定します。　なお、次に掲げる事項に該当する場合は無効になる場合があります。

（１）事業の内容が要綱及び当要領の規定に適合しないもの。

（２）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（３）虚偽の内容が記載されているもの。

１０　事業の実施

（１）補助事業として企画提案が採択された場合は、要綱に基づき交付申請をしていただきます。

（２）事業終了後２０日以内又は交付の決定のあった年度の３月３１日のいずれか早い期日までに要綱に定める実績報告書を提出していただきます。

１１　留意事項

　事業の実施に当たって、参加者を募集する場合は確保に必要な広報活動を行ってください。

１２　応募先及び問い合わせ先

〒７７２－８５０１ 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市企画総務部戦略企画課

TEL：088-684-1120　　　　　ﾌｧｸｼﾐﾘ：088-684-1336

e-mail：kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp

別紙１

補助対象経費

補助対象と認める経費は、採択された事業に直接関係するものに限ります。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 説明（例） |
| 謝金 | 外部講師等の報酬・謝礼金 |
| 旅費・交通費 | 外部講師等の交通費・宿泊費 |
| 消耗品費 | 事務用品等、１万円未満の物品 |
| 原材料費 | 資材、食材代 |
| 印刷製本費 | チラシ、チケット等の作成 |
| 広報費 | 新聞広告料 |
| 使用料・賃借料 | 会場、機械、車両等 |
| 燃料費 | 作業機械、借り上げ車両等の燃料代 |
| 委託料 | 専門的知識、技術等を要する業務の外部委託費 |
| 通信運搬費 | 切手、宅配便 |
| 保険料 | 損害保険、ボランティア保険 |
| 食糧費 | ボランティアスタッフ等の昼食代  （社会通念上、常識の範囲を対象とします。） |
| その他 | 事業実施に必要であり市長が適切と認めるもの  個別に判断しますので、お問い合わせください。 |

以下のものは補助対象になりません。

・団体の管理運営費（家賃、給与日当、水道光熱水費、電気料金等）

・団体構成員の所有物を使用した場合の謝礼、賃借料

・商品券等の金券の購入代金

・団体の経常的な運営に係る経費

・事業に密接に関わらない食糧費

・領収書等により、実施団体が支払ったことを明確に確認できないもの

・市長が社会通念上不適切と認める経費

別紙２

企画提案の審査について

１　審査方針

　新型コロナウイルス対策地域活動推進事業補助金事業募集要領に基づき提出された事業案について、補助事業者からの提出書類に基づく審査を行い、補助事業の採否を決定する。

２　審査基準

　　審査項目及び審査項目ごとの審査の視点は、次に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点 |
| １ 事業全体 | ・「新しい生活様式」に則した事業内容となっているか  ・地域の活性化につながる事業提案となっているか  ・事業全体のスケジュールについて計画的なものとなっているか  ・収支計画は妥当か（自己負担金など現実的な計画となっているか等）  ・広報活動は的確かつ効果的か  ・実施主体が企業の場合、公益的な事業内容となっているか  （イベント企画の場合）  ・３密回避など感染予防対策が講じられているか  ・参加者同士が交流しやすく，協力しながら実施ができるような工夫がなされているか  ・当日のタイムスケジュールは，準備及び後片付けを含めて適切な運営が 確保できるものとなっているか  ・気候及び天候の変化等への対応を考慮したイベント内容となっているか |
| ２ 事業遂行能力 | ・事業実施体制及び事業実施責任者その他スタッフの役割が明確になっており、事業の成果をあげるのに十分な期間従事することになっているか |